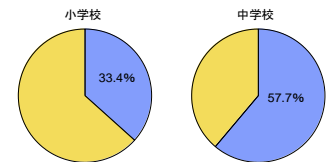


学校における働き方改革推進プラン【概要】

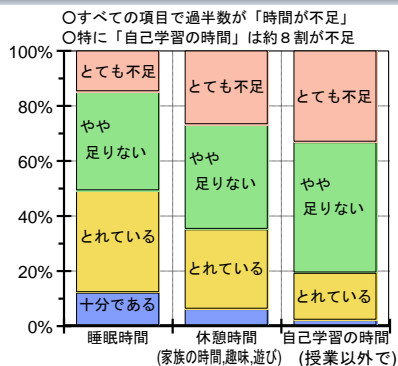
【目標】 長時間勤務の是正により子どもと向き合う時間を十分に確保し、教育の質の向上を図る。

現状

週60時間以上勤務する教員の割合
(月80時間以上超過勤務「過労死ライン」に相当)



文部科学省「教員勤務実態調査」(平成28年実施)



- ・学校に来るのは ⇒ 勤務時間の 平均 56分前
- ・学校を出るのは ⇒ 勤務時間の 平均 2時間4分後
- ・土日祝日に休める日の割合は ⇒ 平均 63%

県教委「働き方調査」
(H31.2調査)

国の動き

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を答申(中央教育審議会 H31.1)
- 学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定(文部科学省 H31.1)
- 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(文科省 H31.3)
 - ☞ 中教審答申を踏まえ、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、必要な取組の徹底を呼びかけ
- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果公表(文科省 R1.12)
- 「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(改正給特法)成立(R1.12)
- 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」告示(R2.1)
 - ☞ ガイドラインを指針に格上げし、在校等時間の縮減の実効性を強化

県の取組の方向性

- 国の指針を参考に、「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」を策定。超過勤務を月45時間、年360時間以内を目指す
- 前出の通知(文科省 H31.3)に対応する項目に関して、その実現に向け具体的目標を提示＝「学校における働き方改革推進プラン」の策定。
- 各市町村教育委員会及び小・中学校における連動した取組を要請

取組内容

I 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進

1. 勤務時間管理の徹底
 - (1) 勤務時間の正確な把握方法
 - (2) 「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」の策定とその運用
 - (3) 勤務時間に関する例規の整備(勤務時間の割り振り、休憩時間、変形労働時間制)
 - (4) 勤務時間外の連絡対応等の体制整備(留守番電話・メール等)
 - (5) 保護者や地域への啓発(学校運営協議会等の活用)
2. 労働安全衛生管理の徹底
3. 評価(人事評価・学校評価等)、研修での意識改革
 - (1) 人事評価における評価項目の整備
 - (2) 管理職、教職員の意識改革(研修の充実)
 - (3) 学校評価での点検・教育委員会の自己点検

II 学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化

1. 各教育委員会が取り組むべき方策
 - (1) 各学校における方針・計画の策定の促進と支援
 - (2) 学校が担っている業務の仕分け・整理
2. 各教育委員会が主導して学校と共に見直すべき具体的業務
 - (1) 地域ボランティアとの連絡調整
 - (2) 調査・統計等への回答等
 - (3) 部活動に対する方向性
 - (4) 給食時の対応
 - (5) 学校行事等の準備・運営
 - (6) 「チームとしての学校」(事務職員や外部人材の参画)
 - (7) 教育委員会の支援体制(専門家の活用、福祉部・警察等との連携)
 - (8) 保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築
 - (9) ICTの環境整備(校務支援システムの導入)、進路指導等業務の簡素化
 - (10) 教職員の研修制度の改善
 - (11) 学校指定の研修や研究事業の精査・簡素化
3. 各学校が取り組むべき方策(各教育委員会が各学校に取組を促し支援)
4. 学校が作成する計画等の見直し
5. 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

III 学校の組織運営体制の在り方

1. 各教育委員会が主導して学校に取組を促し支援する組織運営体制
 - (1) 委員会、職員会議、校務分掌の見直しと業務の平準化
 - (2) 主幹教諭、各主任等の役割
 - (3) 若手教員への校内支援
 - (4) 事務職員の校務運営への参画、効率化と事務機能の強化
2. 各教育委員会が改善すべき組織運営体制
 - (1) 求められる能力の明確化
 - (2) 若手教員への働き方改革の観点での支援
 - (3) 人材バンクの整備

IV 働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

1. 働き方改革の進捗状況・結果の公表
2. 教育委員会会議や総合教育会議の議題としての共有